

別表3-1【建築物省エネ法判定業務手数料(非住宅)】（単位:円 [税込]・(括弧内は税抜金額)

◆建築物省エネ法判定業務の手数料は税込み金額、軽微変更届は税抜き金額での算定とする。

床面積の合計 (㎡)		モデル建物法			標準入力法 (主要室入力法含む)		
		A種	B種	C種	A種	B種	C種
10 超～100 未満	税込	115,500	92,400	69,300	231,000	184,800	138,600
	(税抜)	(105000)	(84000)	(63000)	(210000)	(168000)	(126000)
100 以上 ～200 未満	税込	132,000	105,600	79,200	264,000	211,200	158,400
	(税抜)	(120000)	(96000)	(72000)	(240000)	(192000)	(144000)
200 以上 ～300 未満	税込	148,500	118,800	89,100	297,000	237,600	178,200
	(税抜)	(135000)	(108000)	(81000)	(270000)	(216000)	(162000)
300 以上 ～500 未満	税込	181,500	145,200	108,900	363,000	290,400	217,800
	(税抜)	(165000)	(132000)	(99000)	(330000)	(264000)	(198000)
500 以上 ～1,000 未満	税込	231,000	184,800	138,600	462,000	369,600	277,200
	(税抜)	(210000)	(168000)	(126000)	(420000)	(336000)	(252000)
1,000 以上 ～2,000 未満	税込	280,500	224,400	168,300	561,000	448,800	336,600
	(税抜)	(255000)	(204000)	(153000)	(510000)	(408000)	(306000)
2,000 以上 ～3,000 未満	税込	330,000	264,000	198,000	660,000	528,000	396,000
	(税抜)	(300000)	(240000)	(180000)	(600000)	(480000)	(360000)
3,000 以上 ～4,000 未満	税込	379,500	303,600	227,700	759,000	607,200	455,400
	(税抜)	(345000)	(276000)	(207000)	(690000)	(552000)	(414000)
4,000 以上 ～5,000 未満	税込	429,000	343,200	257,400	858,000	686,400	514,800
	(税抜)	(390000)	(312000)	(234000)	(780000)	(624000)	(468000)
5,000 以上 ～10,000 未満	税込	495,000	396,000	297,000	990,000	792,000	594,000
	(税抜)	(450000)	(360000)	(270000)	(900000)	(720000)	(540000)
10,000 以上 ～20,000 未満	税込	577,500	462,000	346,500	1,155,000	924,000	693,000
	(税抜)	(525000)	(420000)	(315000)	(1050000)	(840000)	(630000)
20,000 以上 ～50,000 未満	税込	660,000	528,000	396,000	1,320,000	1,056,000	792,000
	(税抜)	(600000)	(480000)	(360000)	(1200000)	(960000)	(720000)
50,000 以上	税込	825,000	660,000	495,000	1,650,000	1,320,000	990,000
	(税抜)	(750000)	(600000)	(450000)	(1500000)	(1200000)	(900000)

【別表3-1 注意事項】

【用途モデル分類】

※1 A種、B種、C種の用途モデル分類は下表を適用する。

【適用するモデル一覧】

A種
ビジネスホテルモデル、シティホテルモデル、総合病院モデル、福祉施設モデル、集会所モデル(社寺を除く)
B種
事務所モデル、大規模物販モデル、小規模物販モデル、学校モデル、幼稚園モデル、大学モデル、講堂モデル、飲食店モデル、クリニックモデル、集会所モデル(社寺)
C種
工場モデル

※2 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次の通りとする。

- ① 一部にA種が含まれるときはA種
- ② A種が含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積算定方法】

※3 対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。

※4 一つの確認申請に適合判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額とする。

※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途とし、増改築に係る部分の面積とする。

【割増加算】

※6 モデル建物法において複数モデルとなる場合は、2モデル目以降1モデルにつき10分の2の割増しとする。ただし、次に該当する場合は1モデルとして加算しない。

- ① 主たる用途が駐車場ではない建築物に駐車場がある場合で、屋外駐車場として「工場モデル」を適用する場合
- ② 計算対象設備を有しない場合

※7 当社で確認申請を行わない建築物に関しては上記手数料に10分の5の加算する。

※8 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表3-1の標準入力法で決定される料金の10分の1の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※11又は※12において算定された料金に別表3-1の標準入力法で決定される料金の10分の1の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※11又は※12中の「別表3-1から算定される料金」を「別表3-1の標準入力法から算定される料金に当該料金の10分の1の額を加算した料金」と読み替える。

【減額等】

※9 モデル建物法において計算対象となる室がない、または、計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合若しくは計算が省略できる等により、比較的審査が容易であると当社が判断した建築物については、用途、面積に関わらず一律38,500円(税込)とする。

※10 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書(いずれも当社で技術的審査を行ったものに限る。)の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3-1によらず※12で定める額とする。

【計画変更】

※11 計画変更の申請は変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。)に応じて別表3-1から算定される料金(※7が適用される場合は適用後の料金)の10分の6の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ① モデル建物法を標準入力法に変更する等計算方法を変更して申請する場合
- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ ※9又は※10が適用される申請について、その後、本業務において省エネ計算の申請を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※12 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。)に応じて別表3-1から算定される料金(※7が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けているもの、または、※9の減額を受けているものは新規に提出があったものとして取り扱う。

【軽微変更届】

※13 省エネ性能が向上する変更(ルートA)、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)に関する軽微な変更があった場合は、軽微変更の提出毎に下記の通りの手数料とする。
また、この手数料は建築基準法の完了検査手数料に加算する。

ルートA	別表3-1 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.1
ルートB	別表3-1 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.2

※上記建築物省エネ法判定業務手数料は【税抜き】の金額とする。

【その他】

※14 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合又は、BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積りとする。

※15 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円(税込)とする。(複合建築物において別表3-2注意事項※8が適用される場合については適用しない。)

別表3-2【建築物省エネ法判定業務手数料(住宅)】 (単位:円 [税込]・(括弧内は税抜金額))

一戸建ての住宅 併用住宅の住宅部分	規 模(㎡)		手数料
	200 以下		55,000 (50,000)
	200 超 ～		77,000 (70,000)
共同住宅等 (共住・長屋・複合建築物の住宅部分)	基本手数料		戸当たり手数料
	132,000 (120,000)		4,400 (4,000)
	共用部の審査は下記手数料を加算する		
	住戸数(戸)	共用部手数料	
	100戸以下	132,000 (120,000)	
	101戸以上	132,000+{住戸数-100}×770	

【別表3-2注意事項】

【減額等】

- ※1 当社で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース2による申請の場合は、別表3-2によらず次の額とする。当該申請の計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は※5又は※6を適用する。
- ① 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 11,000円(税込)
- ② 共同住宅等 11,000円(税込)に住戸数から1を減じた数(一部住戸の変更の場合は変更する住戸数)に1,100円(税込)を乗じた額を加算した額

- ※2 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付(いずれも当社で審査を行ったものに限る。)を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3-2によらず※6で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表3-2で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。
- ① 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書
- ② 法第30条に基づく認定書
- ③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
- ④ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書(省エネ基準に適合しているものに限る。)又は長期使用構造等の確認書

- ※3 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、別表3-2によらず、一律38,500円(税込)とする。

【増額等】

- ※4 当社で確認申請を行わない建築物に関しては別表3-2の手数料に10分の5の加算する。

【計画変更】

- ※5 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表3-2から算定される料金(※4が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ① 計算方法を変更して申請する場合(共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。)
- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ④ ※3が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- ※6 計画変更の申請において、提出図書が当社で行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書と同一である場合には、※5によらず※1の料金とすることができる。

【軽微変更該当証明申請】

- ※7 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表3-2から算定される料金(※4が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- ※8 軽微変更該当証明申請において、提出図書が当社行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書と同一である場合には、※7によらず※1の料金とすることができる。

【軽微変更届】

- ※9 省エネ性能が向上する変更(ルートA)、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)に関する軽微な変更があった場合は、軽微変更の提出毎に下記の通りの手数料とする。
また、この手数料は建築基準法の完了検査手数料に加算する。

ルートA	別表3-2 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.1
ルートB	別表3-2 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.2

※上記建築物省エネ法判定業務手数料は【税抜き】の金額とする。

【その他】

- ※10 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円(税込)とする。
- ※11 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。

【建築物省エネ法判定業務 複合建築物に係る手数料】

- ・ 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3-1、住宅部分については別表3-2により算定される料金の合計額とする。
- ・ 計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。